



県章

山形県公報

平成26年2月25日(火)
第2523号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○国土調査の成果の認証	(農村整備課)	…149
○同	(同)	…同
○同	(同)	…150
○森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定	(森林課)	…同
○道路の区域の変更	(置賜総合支庁西置賜建設総務課)	…同
○同	(同)	…151
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防・災害対策課)	…同
○同	(同)	…155
○同	(同)	…同
○土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	…157
○同	(同)	…160
○同	(同)	…同
○県証紙売りさばき所の変更	(会計局)	…161
○県証紙売りさばき業務の廃止の届出	(同)	…162

告 示

山形県告示第145号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称
南陽市
- 調査を行った期間
平成24年4月16日から平成25年11月12日まで
- 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
南陽市地籍図及び地籍簿
- 調査地域
三間通、宮内の各一部の地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成26年2月17日

山形県告示第146号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 調査を行った者の名称
鶴岡市
- 調査を行った期間

平成23年4月1日から平成25年12月9日まで

- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
添川・鷺畑の各一部の地籍図及び地籍簿
- 5 認証年月日
平成26年2月17日

山形県告示第147号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
鶴岡市
- 2 調査を行った期間
平成24年4月16日から平成25年12月9日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
鶴岡市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
添川・鷺畑の各一部の地籍図及び地籍簿
- 5 認証年月日
平成26年2月17日

山形県告示第148号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 区域及び期間
区域 山形県下一円
期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫が付着している伐採木等（松くい虫の駆除を行ったものを除く。）の移動（森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。）を禁止すること。
- 4 命令をしようとする理由
1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

山形県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年2月25日から同年3月10日まで縦覧に供する。

平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 長井大江線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
長井市本町二丁目1387番から 同 栄町455番3まで		旧	12.0メートル } 7.5	400メートル
同	上	新	18.0メートル } 16.0	同上

山形県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年2月25日から同年3月10日まで縦覧に供する。

平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 長井停車場線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
長井市栄町467番1から 同 1461番1まで		旧	11.8メートル } 11.0	67メートル
同	上	新	18.0メートル } 11.0	同上

山形県告示第151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
脇沢	別紙図面のとおりに	土石流
脇東1	別紙図面のとおりに	土石流
脇東2	別紙図面のとおりに	土石流
下草津沢	別紙図面のとおりに	土石流
沢の内	別紙図面のとおりに	土石流
君畑沢	別紙図面のとおりに	土石流
大平沢	別紙図面のとおりに	土石流

地獄沢	別紙図面のとおり	土石流
甚八沢	別紙図面のとおり	土石流
小女房沢	別紙図面のとおり	土石流
山楯沢	別紙図面のとおり	土石流
村前1	別紙図面のとおり	土石流
村前2	別紙図面のとおり	土石流
北山1	別紙図面のとおり	土石流
寺ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
北山2	別紙図面のとおり	土石流
村前3	別紙図面のとおり	土石流
惣助沢	別紙図面のとおり	土石流
湯ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
鹿島	別紙図面のとおり	土石流
スド沢	別紙図面のとおり	土石流
岩代沢	別紙図面のとおり	土石流
大杉沢	別紙図面のとおり	土石流
コバ川	別紙図面のとおり	土石流
ウバ沢	別紙図面のとおり	土石流
佐平沢	別紙図面のとおり	土石流
天平沢	別紙図面のとおり	土石流
ミヤソ沢	別紙図面のとおり	土石流
田沢新田1	別紙図面のとおり	地すべり
田沢新田2	別紙図面のとおり	地すべり
田沢新田3	別紙図面のとおり	地すべり

脇	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
脇2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
又エ門坂	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒沢2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上黒沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小平	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
荒町-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
荒町-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小女房	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小女房2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小女房3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山楯2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山楯1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
村前	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大柳	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
寿康園東	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
寿康園西	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿島2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿島1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿島4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

鹿島5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿島3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
杉沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本宮3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本宮4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野山-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野山-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野山-3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢新田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
村下	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沢山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
笹下1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
笹下2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田之沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
家の前	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
備畑-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上中村-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上中村-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
見渡前-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
見渡前-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
見渡前-3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

見渡前－4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
見渡前－5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
伊勢堂－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
伊勢堂－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上餅山2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上餅山3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市役所において縦覧に供する。

山形県告示第152号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古口鍛冶裏沢	別紙図面のとおり	土石流
南町	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
片倉1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
片倉2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに庄内町役場において縦覧に供する。

山形県告示第153号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
タテソ沢	別紙図面のとおり	土石流
フクバラゾ	別紙図面のとおり	土石流
ノシド沢	別紙図面のとおり	土石流

金刀比羅川	別紙図面のとおり	土石流
大沢川	別紙図面のとおり	土石流
滝淵川	別紙図面のとおり	土石流
仲道	別紙図面のとおり	土石流
谷地ノ子	別紙図面のとおり	土石流
湯ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
牛渡川	別紙図面のとおり	土石流
山居	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
家の平	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
家の平2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高の上	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高の上2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高の上3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
神社裏	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯ノ田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯ノ田2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯ノ田3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
箕輪	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
公園下	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ浦-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ浦-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
布倉	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
吹浦	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに遊佐町役場において縦覧に供する。

山形県告示第154号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢の内	別紙図面のとおり	土石流
大平沢	別紙図面のとおり	土石流
地獄沢	別紙図面のとおり	土石流
山楯沢	別紙図面のとおり	土石流
村前2	別紙図面のとおり	土石流
北山1	別紙図面のとおり	土石流
寺ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
北山2	別紙図面のとおり	土石流
村前3	別紙図面のとおり	土石流
惣助沢	別紙図面のとおり	土石流
スド沢	別紙図面のとおり	土石流
岩代沢	別紙図面のとおり	土石流
大杉沢	別紙図面のとおり	土石流
コバ川	別紙図面のとおり	土石流
ウバ沢	別紙図面のとおり	土石流
佐平沢	別紙図面のとおり	土石流
天平沢	別紙図面のとおり	土石流
脇	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
脇2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

豊田 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
又エ門坂	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下黒沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上黒沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小平	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
荒町ー 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
荒町ー 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小女房	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小女房 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小女房 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山楯 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
山楯 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
村前	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大柳	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
寿康園東	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
寿康園西	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿島 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿島 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿島 4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿島 5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿島 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
杉沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本宮 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
本宮 4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

上野山－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野山－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野山－3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
菅沼3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田沢新田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
村下	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沢山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
笹下1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
笹下2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田之沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
家の前	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
備畑－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上中村－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上中村－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
見渡前－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
見渡前－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
見渡前－4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
見渡前－5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
伊勢堂－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
伊勢堂－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上餅山2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上餅山3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに酒田市役

所において縦覧に供する。

山形県告示第155号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
南町	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
片倉1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
片倉2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに庄内町役場において縦覧に供する。

山形県告示第156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ノシド沢	別紙図面のとおり	土石流
金刀比羅川	別紙図面のとおり	土石流
大沢川	別紙図面のとおり	土石流
滝淵川	別紙図面のとおり	土石流
仲道	別紙図面のとおり	土石流
谷地ノ子	別紙図面のとおり	土石流
湯ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
牛渡川	別紙図面のとおり	土石流
山居	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
家の平	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

家の平2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高の上	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高の上2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
高の上3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
神社裏	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯ノ田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯ノ田2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
湯ノ田3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
箕輪	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
公園下	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ浦-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ浦-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
布倉	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
吹浦	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに遊佐町役場において縦覧に供する。

山形県告示第157号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成26年2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変 更 前	変 更 後	
株式会社マツキ 代表取締役 松木 盛行	村山市大字本飯田118番地	同 左	平成26. 2. 5
	長井市緑町7番45号	同 左	
	西置賜郡白鷹町大字鮎貝2198番地	同 左	
	山形市漆山字北志田3385番地1	同 左	

山形市小白川町字川原1242番地 5	同 左
南陽市宮内287番地10	同 左
山形市大字十字字字葦窪北347 番地 1	同 左
村山市大字櫛山字金谷原3073番 地	同 左
	米沢市大字花沢3356番地 5

山形県告示第158号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年 4月県規則第34号）第16条第 1 項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成26年 2月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所 在 地	売りさばき所の所在地	廃止年月日
株式会社松岬自動車学校 代表取締役 松木 盛行	米沢市大字花沢3356番地 5	同 左	平成26. 1. 1